

**有線放送による放送の再送信に関する研究会
中間とりまとめ（案）の概要**

平成19年12月21日

背景

- 2011年の地上デジタル放送への完全移行を前に、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間における区域外再送信の同意に関する協議が難航し、このままでは地上デジタル放送の円滑な普及に支障を及ぼす懸念。
- また、情報通信審議会からも、再送信の制度のあり方について検討すべきとの指摘があったところ^(注1)。

(注1)情報通信審議会答申(平成19年8月9日)

(大分県の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請に対する答申(平成19年8月9日)(抄))

「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべき。その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべき。」

検討の視点

- 再送信を取り巻く環境の変化等^(注2)を踏まえつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討。
- その検討に当たっては、以下の点を十分に踏まえることとしたもの。
 - ・アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保
 - ・当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方

(注2)再送信を取り巻く環境の変化

	有線テレビジョン放送法制定時(S47(1972))	裁定制度制定時(S61(1986))	現在(H19(2007))
CATV	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯普及率は約3%。 ・CATVは小規模で再送信。 ・営利法人は許可施設のうちの約2割(約30/150)(S49)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯普及率は約12%。 ・CATVは小規模で再送信のみを行うものが多数。地元事業者要件等による地域限定的な事業展開。 ・営利法人は許可施設のうちの約2.5割(約140/550)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯普及率は約40%。 ・規制緩和により、CATVの大規模化、事業者間連携、全国展開のMSO等が進展。 ・営利法人は許可施設のうちの約5割(約940/1,840)。
地上	・4ch以下 35県(全世帯の約59%)	・4ch以下 29県(全世帯の約41%)	・4ch以下 27県(全世帯の約30%)
通信費	・NTT企業向け専用回線(48kbps) 東京～大阪間 210万円/月(S50)	・NTT企業向け専用サービス(64kbps)東京～大阪間 110万円/月	・NTTコム企業向け専用サービス(64kbps)東京～大阪間 約11万円/月
生活圏	<ul style="list-style-type: none"> ・他県就業・通学者 293万人(S45) ・高速自動車国道整備延長 710km 	<ul style="list-style-type: none"> ・他県就業・通学者 478万人(S60) ・高速自動車国道整備延長 3,721km 	<ul style="list-style-type: none"> ・他県就業・通学者 583万人(H17) ・高速自動車国道整備延長 7,422km

対応の方向性①

【裁定基準の見直し等】

- 再送信同意制度は、放送事業者の「番組編集上の意図」を保護するもの。裁定制度は、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能。
- 放送事業者が再送信を同意しないことについての「正当な理由」については、放送事業者の「番組編集上の意図」の確保と、裁定制度による「受信者の利益」の確保との調和を図る観点から考えることが適当。
- 「放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合」等の「番組編集上の意図」の中核を占めるいわゆる5つの基準については、基本的に、常に確保することが適当。
- 有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても基準として示すことが適当。

対応の方向性②

- 再送信先・再送信元の地域間の生活面・経済面での一定の関連性が認められる場合については、「受信者の利益」の確保の必要性が大きく、原則「同意」裁定。
- この基準が曖昧な場合には、再送信同意に関する円滑な協議に支障を生じるため、放送対象地域と隣接する「一定の区域」内での再送信については、原則「同意」裁定となる仕組みを設けることが考えられるが、この「一定の区域」の具体的な地域の範囲等については、今後、関係者の協議状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、検討を進めることが必要。
- なお、例えば、関東広域圏と「遠隔地」である北海道間の再送信については、同意が得られるか否かは専ら事業者間の協議に委ねられ、裁定申請が行われたとしても、「同意」裁定とはならないもの。
- 過去に「同意」が得られた事例が、上記の考え方に基づく基準の下では、再送信の実施が困難になる場合は、「受信者の利益」を一定程度保護する観点から、経過措置(激変緩和措置)を講じる必要がある。

対応の方向性③

【その他】

- 事業者間の協議により解決することが原則であり、「正当な理由」の解釈や協議手続の具体的内容に関するガイドラインを総務省が策定し、公表することが適当。

- 中期的には、
 - ・ 地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、いずれも、地域社会に基盤を有するメディアとして、各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組等、相互に協調する体制の構築を検討することが適当。

 - ・ この見直しの結果は、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本の見直しが行われるまでの暫定的なもの。

＜参考＞研究会の概要

1 名称

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」

2 検討内容

- ・ 有線放送による放送の再送信に関する現状把握
- ・ 有線放送による放送の再送信に関する課題の整理
- ・ 課題に対する今後の方策の検討 等

3 構成員

伊東 晋(東京理科大学工学部教授)[座長代理]

音 好宏(上智大学文学部教授)

菊池 尚人(慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構特別研究准教授)

高橋 信行(國學院大學法学部専任講師)

土佐 和生(甲南大学法科大学院教授)

長田 三紀(NPO法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長)

(CATV連盟、民放連等関係者については、必要に応じヒアリング等を実施。)

新美 育文(明治大学法科大学院教授)[座長]

野原 佐和子(株イプシ・マーケティング研究所社長)

長谷部 恭男(東京大学法学部教授)

早坂 禧子(桐蔭横浜大学法科大学院教授)

山下 東子(明海大学経済学部教授)

4 スケジュール

- ・ 10月5日 (再送信の現状等の説明)
- ・ 11月8日 (CATV連盟、民放連からヒアリング)
- ・ 11月20日 (論点整理)
- ・ 12月7日 (中間とりまとめ審議①)
- ・ 12月21日 (中間とりまとめ審議②)(その後、パブコメ)
- ・ 来年3月までを目途に最終とりまとめを行う予定。